

道 路 位 置 指 定 要 領

(令和 3 年 4 月改正)

広島市都市整備局指導部建築指導課

道路位置指定要領

目 次

第1条 趣 旨	1 第
2条 一般基準	
(1) 申請道路の起点	1
(2) 申請道路の延長	2
(3) 申請道路の幅員	4
(4) 申請道路の転回広場	5
(5) 申請道路のすみ切り	8
第3条 築造基準	
(1) 申請道路の境界	11
(2) 申請道路の構造	11
(3) 申請道路の勾配	11
(4) 申請道路の附属施設	11
(5) 申請道路の排水施設等	11
第4条 手続基準	
(1) 申請の手順	12
(2) 申請書等の様式	12
(3) 申請書の記入方法	12
(4) 申請書の添付書類	13
(5) 図面等の作成に伴う注意事項	14
(6) 図面の記入例	15
(7) 変更、廃止の手続	18
第5条 維持管理	
(1) 維持管理	18
(2) 分筆	18
(3) 権利の移転	18
(4) 市への移管	18
第6条 指定の時期	18
申請様式	
(1) 道路位置指定（変更）（廃止）申請書	19
(2) 道路位置指定（変更）（廃止）通知書	20
(3) 道路築造承認通知書	21
(4) 道路築造工事完了届	22
(5) 道路位置指定（変更）（廃止）申請図	23
(6) 道路位置指定承諾書	24
(7) 道路位置指定に関する同意書【参考】	26

(趣旨)

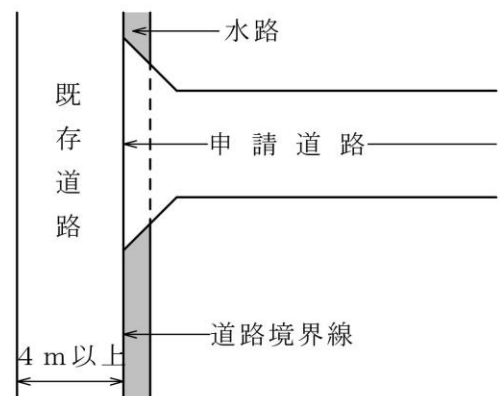
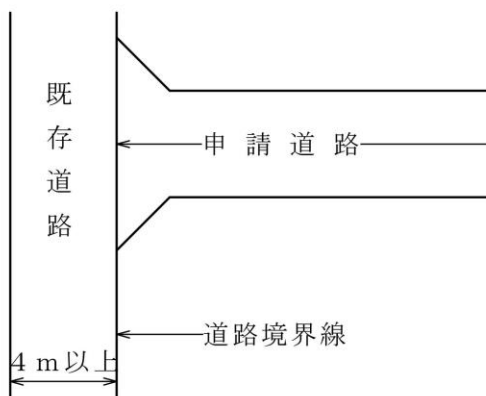
第1条 本要領は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定(以下「道路位置指定」という。)については、建築基準法施行令(昭25年政令第338号。以下「令」という。)第144条の4(道に関する基準)、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第9条(道路の位置の指定の申請)及び第10条(指定道路等の公告及び通知)、昭和45年12月28日建設省告示第1837号(道に設ける自動車の転回広場に関する基準を定める件)及び広島市建築基準法施行細則(昭和53年広島市規則第31号)第24条の規定によるほか、必要な事項を定めるものとする。

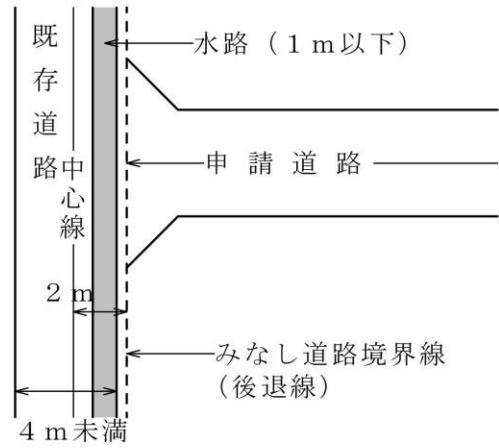
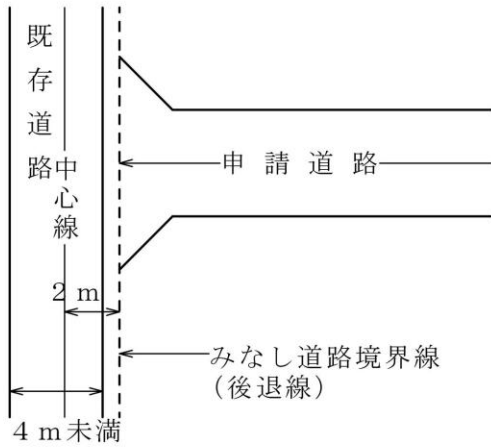
(一般基準)

第2条 道路位置指定を受けようとする道路(以下「申請道路」という。)の一般基準は、次のとおりとする。

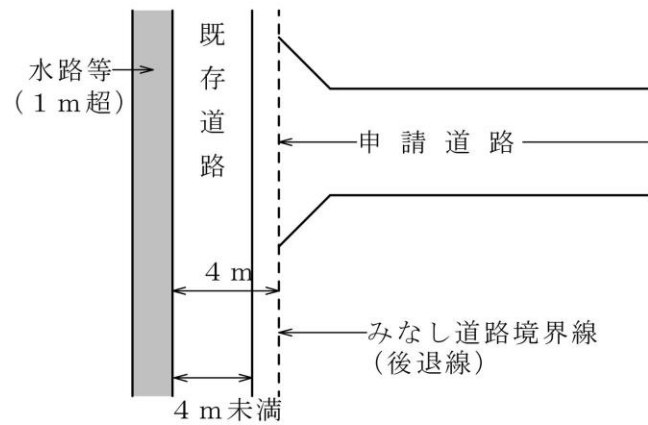
(1) 申請道路の起点

申請道路の起点は、接続する既存道路の境界線とする。ただし、接続する既存道路が法第42条第2項または第3項の道路に該当する場合にあっては、起点は当該規定によるみなし道路境界線(後退線)とする。



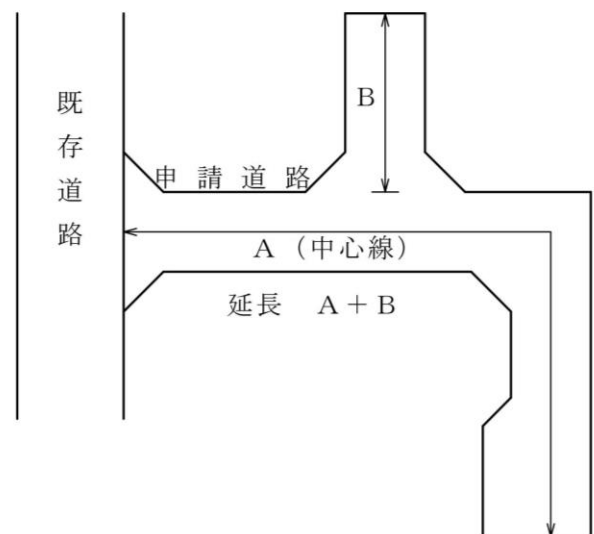
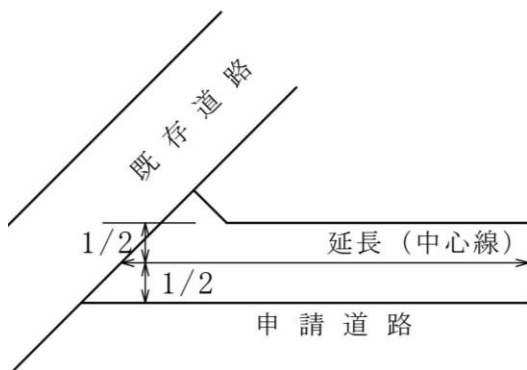


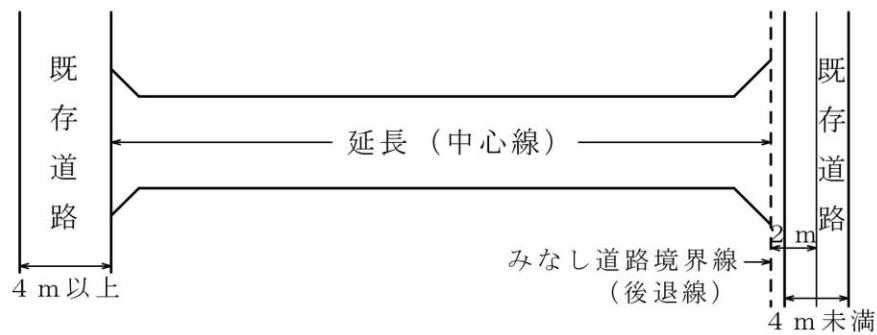
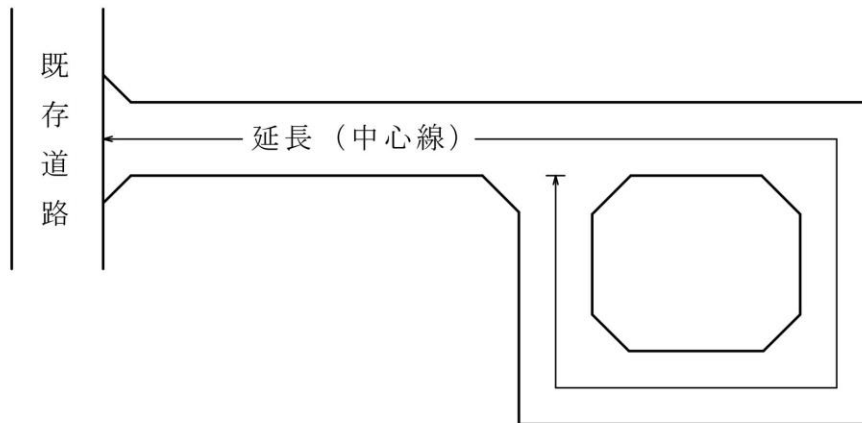
[既存道路が法第42条第2項ただし書による一方後退の場合]



(2) 申請道路の延長

申請道路の延長は、申請道路の起点(すみ切り部分及び転回広場部分を除く。)中心から終点中心までを当該道路の中心線に沿って測り、勾配のあるときは実延長とする。



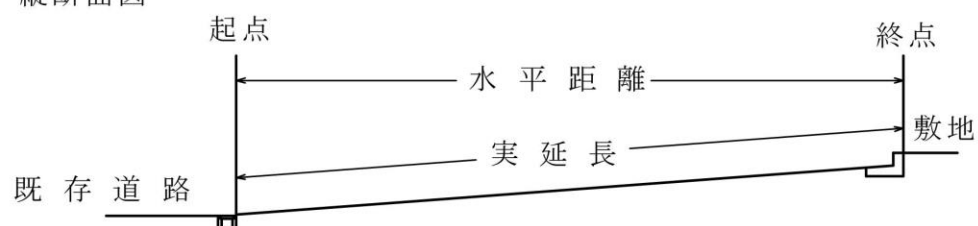


[勾配がある場合]

平面図



縦断面図

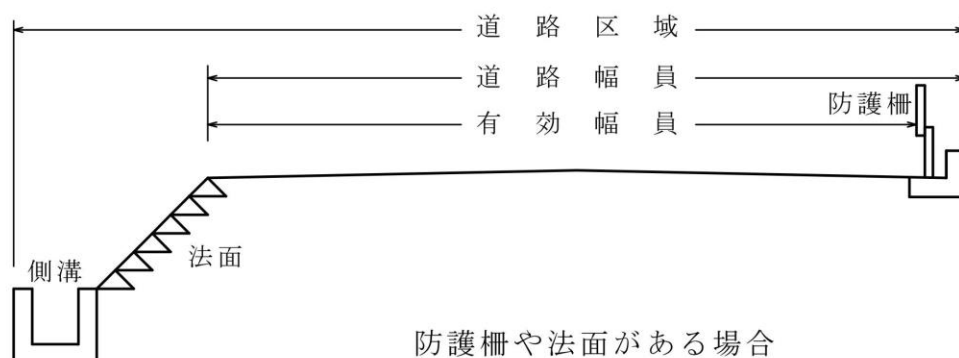
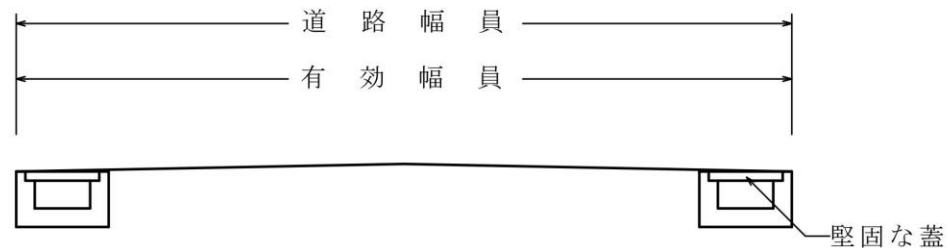
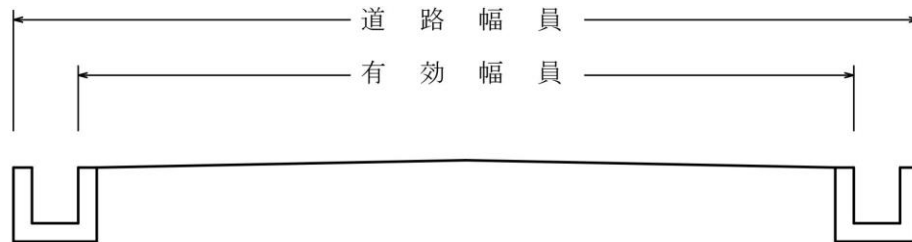
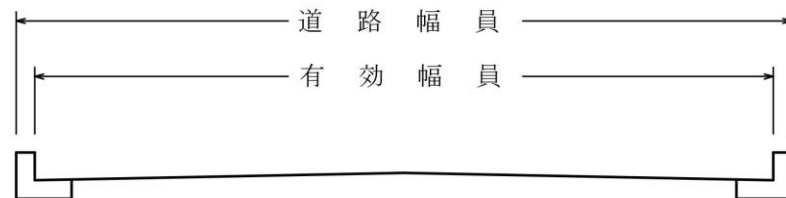


(3) 申請道路の幅員

ア 申請道路の幅員は道路の中心線に直角に測り、有効幅員を4メートル以上確保しなければならない。

イ 通行上支障のない堅固な蓋（排水上有効なものに限る。）をした側溝等の部分は有効部分に含むことができる。

ウ 有効幅員に当たる区域内に防護柵等を設ける場合にあっては、有効幅員は防護柵等の内側から測定するものとする。ただし、電柱等部分的に設置するもので、かつ、区域内に設置することについてやむを得ない事情があると認められるものについてはこの限りでない。

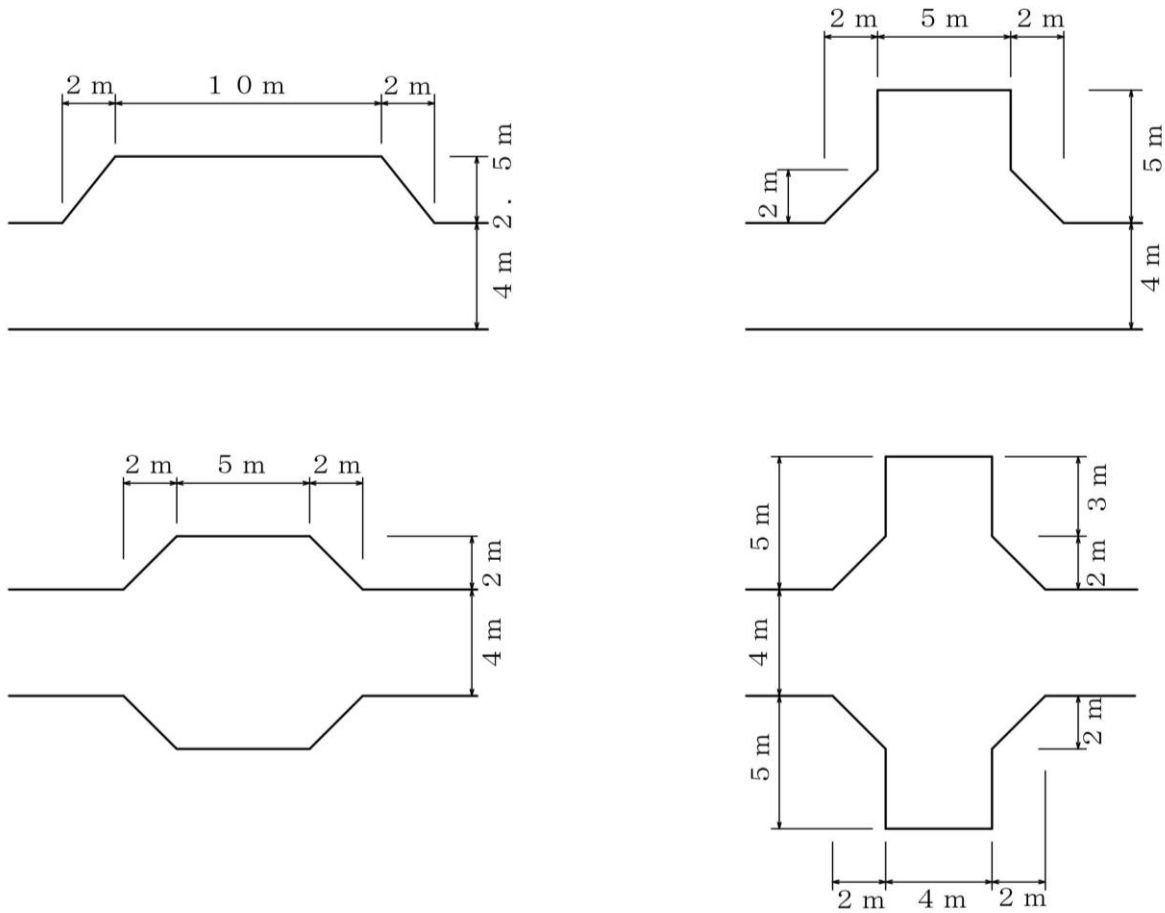


防護柵や法面がある場合

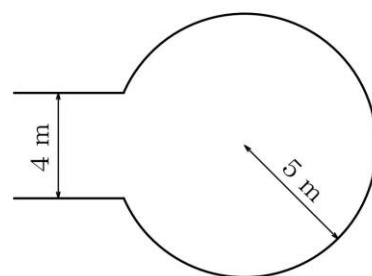
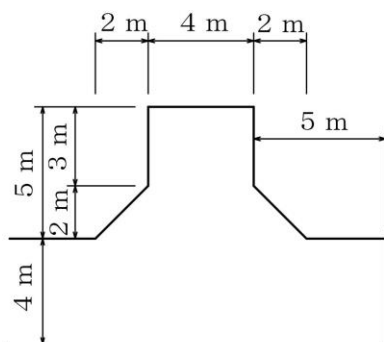
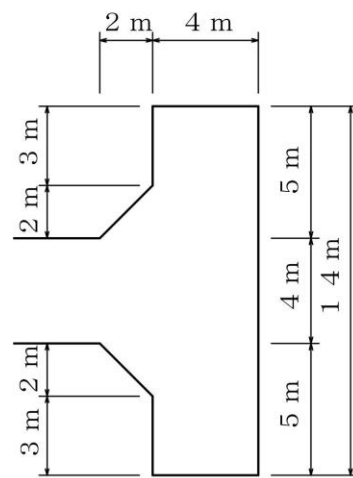
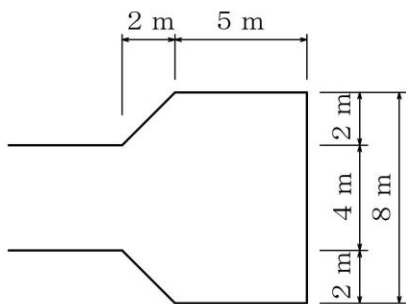
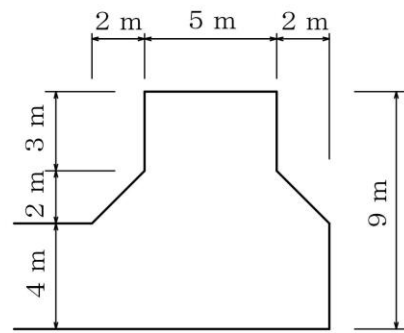
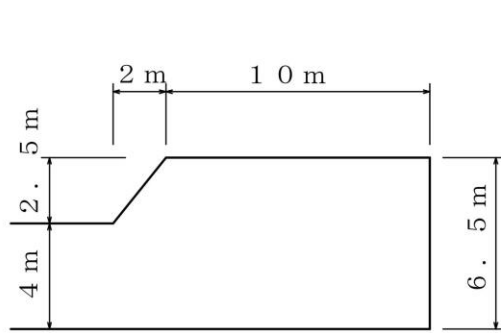
(4) 申請道路の転回広場

ア 申請道路の転回広場の形態及び位置は、原則として次図のとおりとし、数値は有効寸法とする。

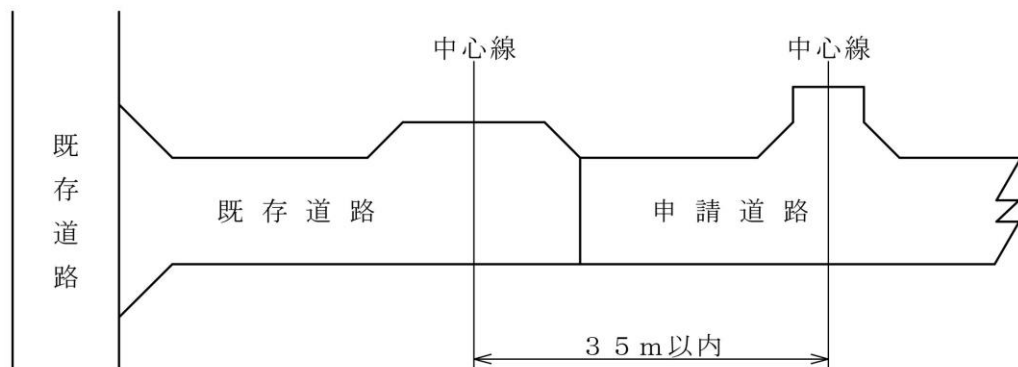
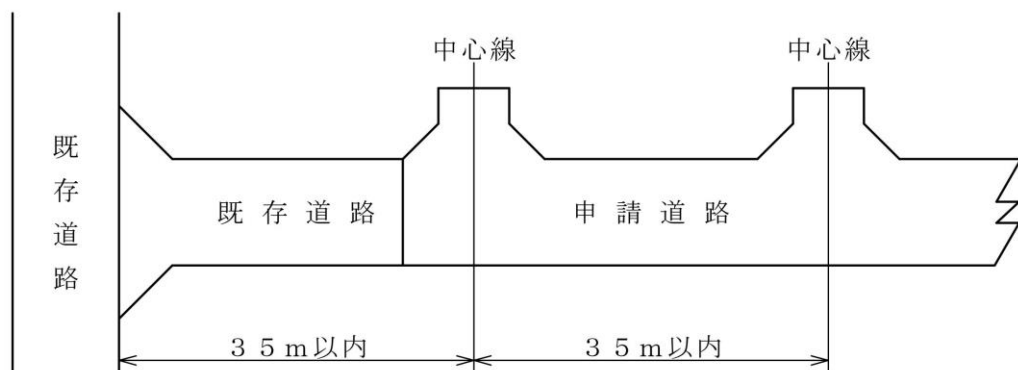
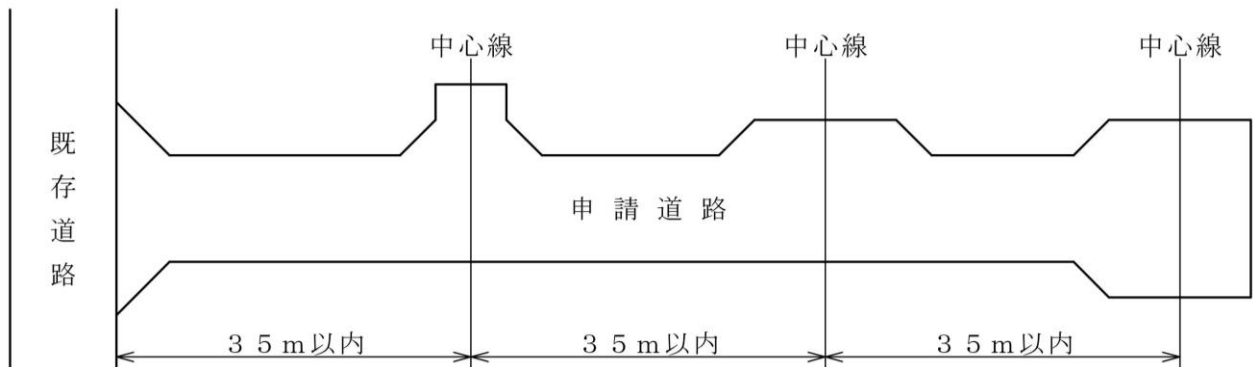
[中間]



[終端]

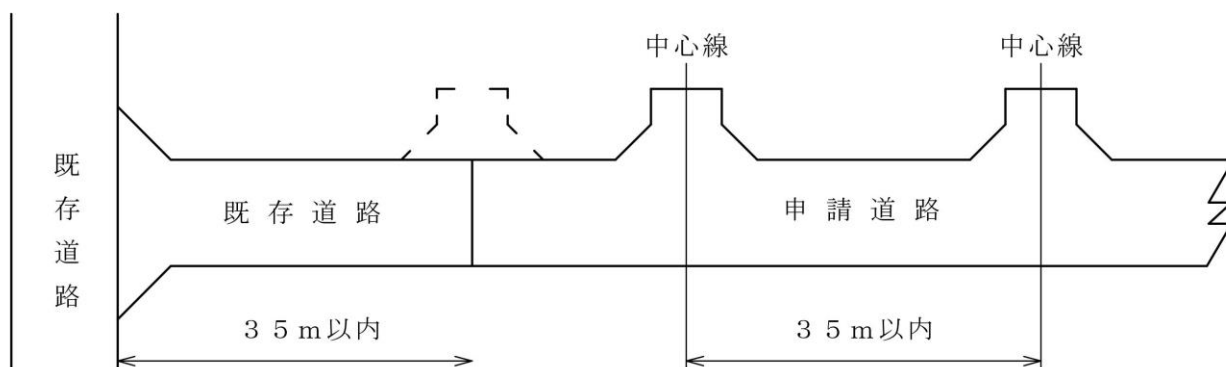


[位置]



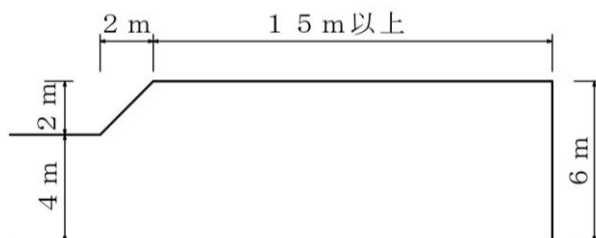
イ 次に掲げる場合は、前記アによらないことができる。

- (ア) 転回広場を設置すべき位置に建築物又は工作物等があるため、転回広場を前記アに規定する位置に設けることが著しく困難な場合においては、当該転回広場を設置すべき位置に最も近い位置に転回広場を設けることができる。



- (イ) 転回広場を設置すべき位置に道路幅員^注が6メートル以上で延長が15メートル以上確保される場合にあつては、転回広場の設置は不要とする。

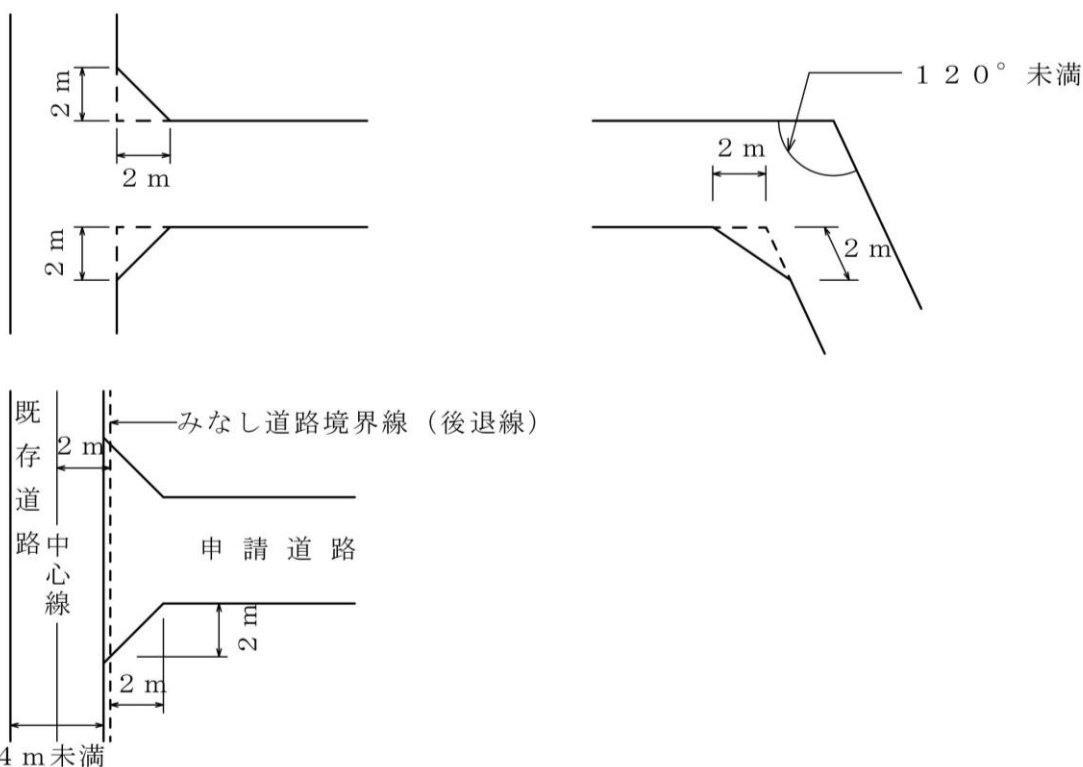
注) 有効幅員とする。



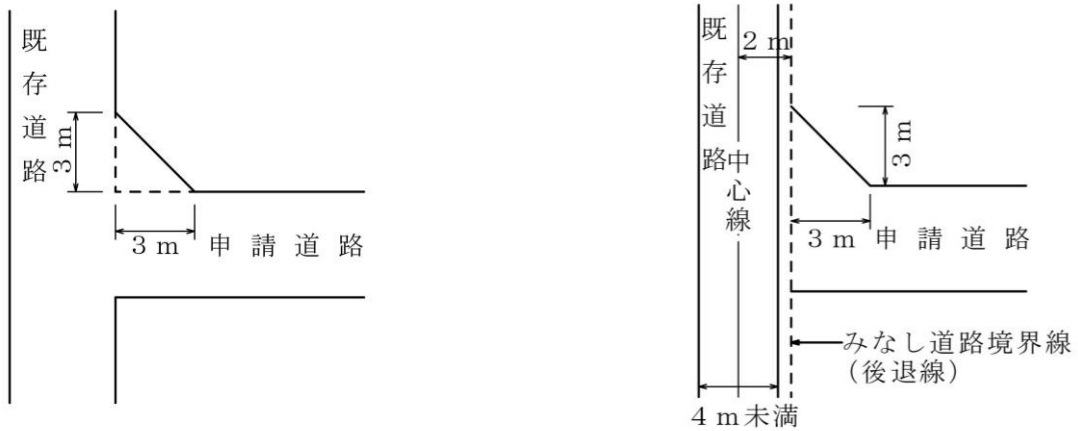
(5) 申請道路のすみ切り

申請道路のすみ切りは、次のとおりとする。ただし、数値は有効寸法とする。

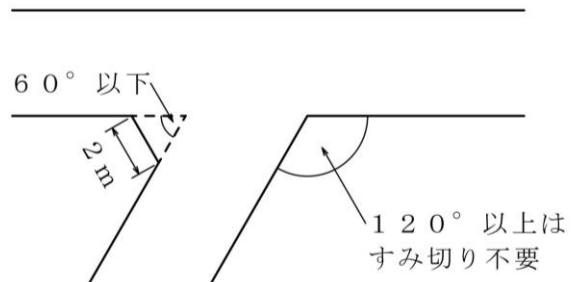
[建築基準法施行令第144条の4第1項第2号に規定するすみ切り]



- ア すみ切りを設けるべき位置に建築物又は工作物等があるため、すみ切りを設けることが著しく困難な場合においては、一方のすみ切りを隅角をはさむ辺の長さが3メートル以上の二等辺三角形となるようにしなければならない。

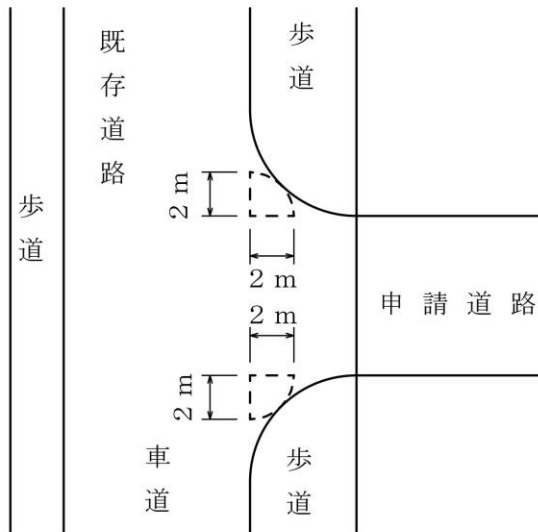


- イ 申請道路が同一平面で交差若しくは接続又は屈曲することにより生ずる内角が60度以下の場合、当該隅角を頂点とする二等辺三角形の底辺の長さが2メートル以上となるようにすみ切りを設けなければならない。

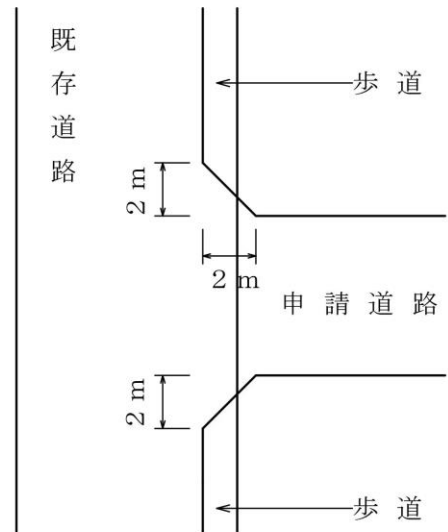


ウ 歩道が設けてある既存道路に接続する申請道路のすみ切りは、当該接続先道路の管理者の同意があるものに限り、歩道部分に設けることができる。

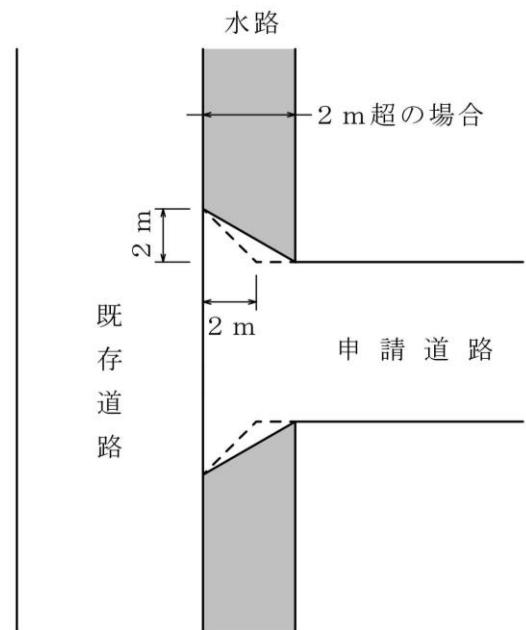
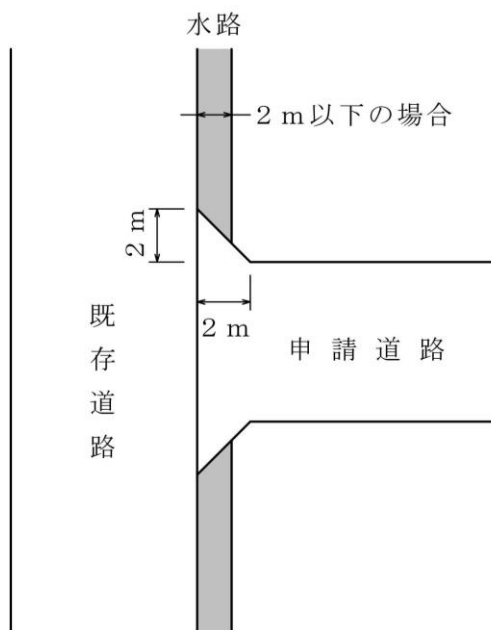
[歩道の幅員が2メートル以上の場合]



[歩道の幅員が2メートル未満の場合]



エ 申請道路を河川、水路等に接して築造する場合は次図によることとする。



※必要となるすみ切りを包括した床板等の設置

(築造規準)

第3条 申請道路の築造基準は、次のとおりとする。

(1) 申請道路の境界

申請道路の境界は、側溝で明確に区画しなければならない。ただし、地形上やむを得ないと認められるときは、縁石等で区画することができる。

(2) 申請道路の構造

申請道路の構造は、アスファルト簡易舗装程度以上とする。

(3) 申請道路の勾配

申請道路の縦断勾配は、12パーセント以下とする。ただし、周囲の状況によりやむを得ず縦断勾配が12パーセントを超える場合においては、滑り止めの処置を講じる等避難及び通行の安全上支障がないようにしなければならない。

(4) 申請道路の附属施設

周囲の状況により申請道路の通行の安全を確保する必要がある場合は、当該道路に防護柵、カーブミラーその他の安全施設を設けなければならない。

(5) 申請道路の排水施設等

ア 側溝は、申請道路の両側に設けなければならない。ただし、土地の状況により両側に設けることが著しく困難な場合は、片側のみとすることができる。

イ 申請道路に埋設する下水道(以下「排水施設」という。)は、下水道の事業計画に定める排除方式にしたがって、分流式の区域にあっては分流式の管渠とし、合流式の区域にあっては合流式又は分流式の管渠としなければならない。ただし、合流式の区域であっても、分流式の排除方式が定められている場合は、分流式の管渠としなければならない。

ウ 排水施設は次のとおりとする。

(ア) 分流式の公共下水道に下水を流入させるための排水施設は、汚水の排水施設にあっては公共下水道の管渠で汚水を排除すべきものに、雨水の排水施設にあっては公共下水道の管渠で雨水を排除すべきものに固着させる。

(イ) 合流式の公共下水道に下水を流入させるための排水施設は、公共下水道の管渠に固着させる。

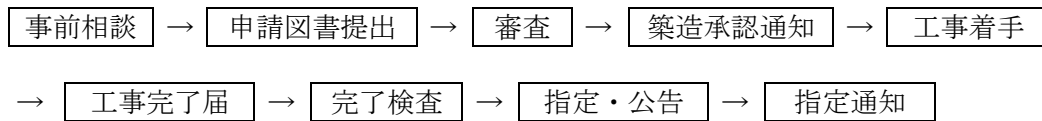
(ウ) 下水を流入する公共下水道がない場合の排水施設は、下水を有効に排除できる施設に固着させる。

エ 排水施設の技術上の基準、施工方法及び構造の詳細については、下水道所管課の定める基準による。

(手続基準)**第4条** 申請道路の手続基準は次のとおりとする。

(1) 申請の手順

ア 処理フロー



イ 道路を築造しようとする者が、申請を行わなければならない。

ウ 申請書は、(4)に掲げる添付図書を添えて申請道路の所在地を所管する区役所(広島市区の設置等に関する条例(昭和54年広島市条例第54号)に定める区役所をいう)の建築課へ提出しなければならない。

エ 申請道路の排水施設については、申請道路が所在する区の下水道所管課の審査及び検査を受けなければならない。

オ 申請道路の築造工事は、道路築造承認通知を受けた後に行わなければならない。

カ 申請道路の築造工事完了後は速やかに所定の道路築造工事完了届を提出し、検査を受けなければならない。

(2) 申請書等の様式

広島市建築基準法施行細則(昭和53年広島市規則第31号)第24条第1項に定める申請書等の様式は、次のとおりとする。

道路位置指定(変更)(廃止)申請書	・・・・・・(別記様式1)
道路位置指定(変更)(廃止)通知書	・・・・・・(別記様式2)
道路築造承認通知書	・・・・・・(別記様式3)
道路築造工事完了届	・・・・・・(別記様式4)
道路位置指定(変更)(廃止)申請図	・・・・・・(別記様式5)
道路位置指定承諾書	・・・・・・(別記様式6-1、6-2)
<参考>道路位置指定に関する同意書	・・・・・・(別記様式7)

(3) 申請書の記入方法

ア 申請区分(指定・変更・廃止)

不要の字句を抹消する。ただし、抹消による押印は、不要とする。

イ 年月日

申請書を提出する年月日を記入する。

ウ 申請者の住所・氏名

申請者が法人の場合は、その事務所の所在地・名称及び代表者の氏名を記入する。

エ 申請者印

印鑑登録済の印で押印する。

オ 申請道路の地名地番

申請道路の敷地となる土地(道路部分に限る。)の地名地番を字別の地番順に記入する。

カ 申請道路の幅員

側溝等の施設を含む幅員を記入し、幅員が一定でない場合は、最小の幅員及び最大の幅員(すみ切り及び転回広場の拡幅部分を除く。)を併記する。

キ 申請道路に接する道路の種別及び幅員

種別は、法42条の道路種別に加え、国道、県道、市道等に該当する路線名を記入する。また、私道の場合は私道と記入し、位置の指定を受けた道路の場合は指定年月日及び番号を記入する。

幅員は、道路が2以上ある場合は併記する。

ク 変更(廃止)の理由

変更(廃止)の場合にその理由を分かりやすく記入する。

ケ 変更(廃止)しようとする道路の指定年月日及び番号

変更(廃止)の場合に記入する。

(4) 申請書の添付図書

ア 別記様式 1 による申請書(正・副各 1 通)に、次に掲げる図書類を添付しなければならない。
 なお、申請日から指定を受ける前までに権利者又は管理者の異動が生じた場合は、新たな権利者又は管理者に係る印鑑証明書、登記事項証明書(権利者に限る。)及び承諾書を提出しなければならない。

項 目	正	副	備 考
印鑑証明書	○	不要	権利者及び管理者全員 申請日前 3 か月以内のもの
登記事項証明書	○	不要	申請道路の全ての筆 申請日前 3 か月以内のもの
住 民 票	○	不要	登記事項証明書上の住所と印鑑証明による住所が異なる場合に限る。
公図の写し等※ ¹	○	不要	申請道路及び隣接する土地 申請道路の部分を点線で記入
各種許可証等	写し	不要	農地転用届出許可書 道路法第 24 条承認書 宅地造成に関する許可書、検査済証、 里道、水路等に関する許可書承認書そ の他必要な書類
下水排水計画図	○※ ²	写し	下水道所管課の承認を受けたもの
申 請 図 (写し)	○	○	付近見取図、地籍図(平面図)、求積 図、構造図(道路の縦断面図及び横断 断面図)
申 請 図 (原図)	○	不要	封筒(A4 版)に入れる。 別記様式 5 による。
道路位置指定承諾書	○	写し	権利者及び管理者全員 別記様式 6-1、6-2 による。
道路位置指定に関する 同意書(参考)	○	不要	申請道路に隣接する土地がある場合又 は申請道路が位置の指定を受けた道路 に接する場合に限る。 別記様式 7 参考。

※ 1 不動産登記法(平成 16 年法律第 123 号)第 14 条第 1 項に規定する地図のほか、同条第 4 項に規定する地図に準ずる図面、財団法人民事法務協会がインターネット

(<http://www1.touki.or.jp/>) 上で行っている登記情報提供サービスにより入手した地図又は地図に準ずる図面又はこれらを機械複写やトレースしたものでも可とする。複写等を行った場合は、法務局から転写した年月日及び地図番号等を明記する。

※ 2 下水排水計画図は、築造承認時までには下水道所管課の承認を受けた原本又は写しを添付する。
 また、下水道所管課の完了検査を受けた後は、検査済みであることが確認できるものの写しを提出する。

イ 承諾書及び印鑑証明書を必要とする権利者とは、位置の指定を受けようとする道路の敷地となる土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者であり、具体的には、所有権、地上権、賃借権、抵当権、永小作権、地役権、質権、先取特権等の権利を有する者(保全処分の対象となっている場合はその保全処分をしたものを含む。)とする。

また、承諾書及び印鑑証明書を必要とする管理者とは、当該道路を常に適正な形態に保つよう管理する者とする。

ウ 次に掲げるものに対して、道路の位置の指定に関する説明を行い、同意を得るよう努めなければならない。

(ア) 申請道路に隣接する土地に関して権利を有する者

(イ) 申請道路の接続先が位置の指定を受けた道路である場合(ただし、当該既存の道路が市に移管されている場合を除く。)は、当該既存の道路に関して所有権を有する者

(5) 図面等の作成に伴う注意事項

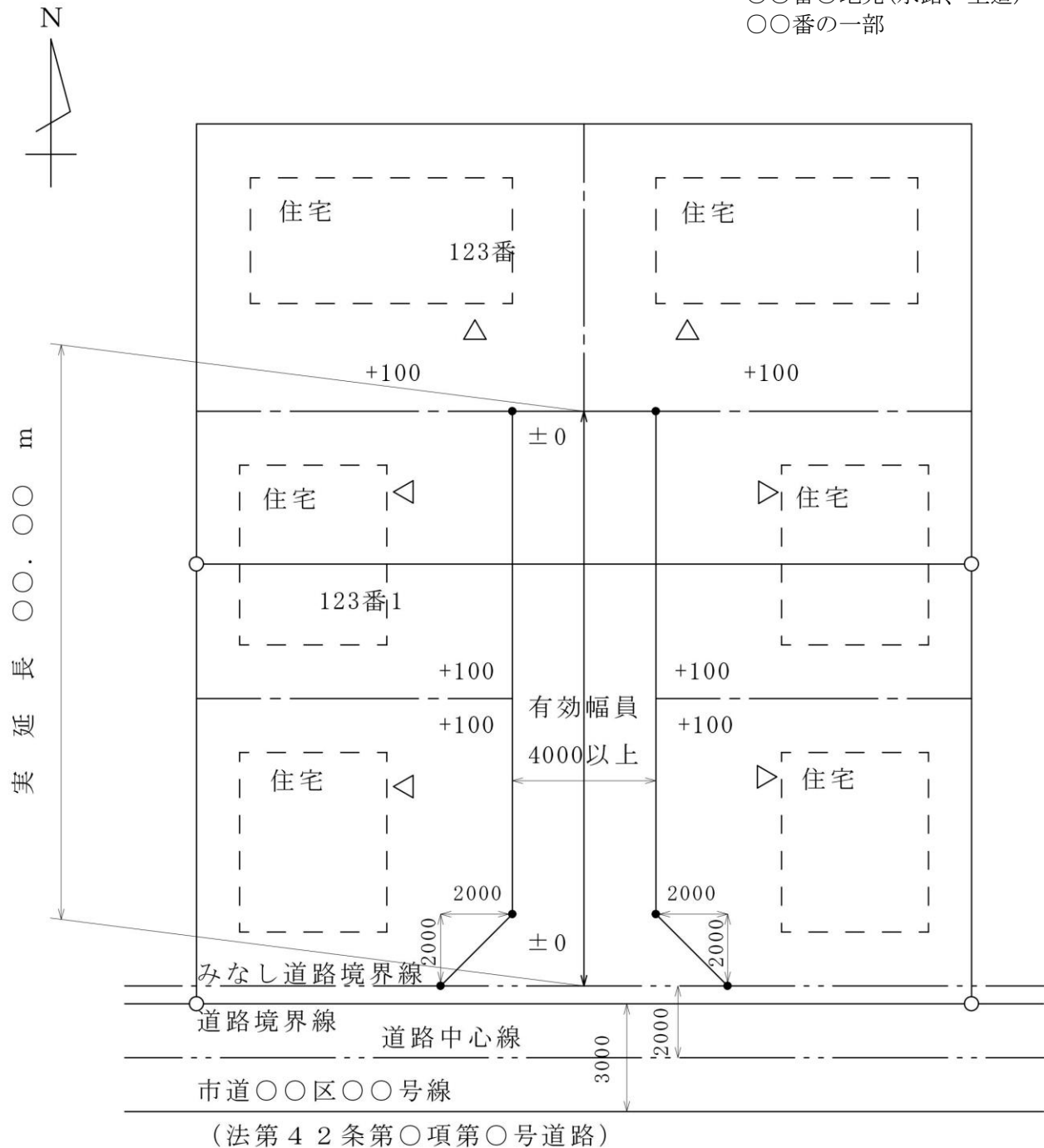
- ア 申請書類は永久保存であるため、正確に記入し、汚損のないようにしなければならない。
- イ 押印はすべて朱肉を使用しなければならない。
- ウ 申請書の訂正は、申請者の印で行う。
- エ 申請図への押印は、原図及び写しの図面（２部）の合計３部について、申請者及び図面作成者が、それぞれ所定の欄に行わなければならない。
- オ 申請図の訂正は、申請者及び図面作成者の印をもって行うものとする。文字を修正する場合は極力、欄外の余白部分を使用（申請者及び図面作成者の捨印）して行うものとする。ただし、申請後に図面の差し替えを行う等の変更が生じた場合については、改めて権利者及び管理者全員の承諾を得なければならない。
- カ 図面作成者は、なるべく建築士、測量士、土地家屋調査士又は行政書士とし、資格を有する場合は所定の欄に記入する。
- キ 申請図
申請図は白黒で作成し、できる限り簡潔にする。

名 称	記 載 事 項 及 び 注 意 事 項
付 近 見 取 図	(ア) 縮尺は原則として 1 / 3000以上 (イ) 方位、道路の位置、付近の目標、街区及び既存道路の状況
地 籍 図 (平 面 図)	(ア) 申請図下欄の凡例に従って記入 (イ) 方位を記入 (ウ) 縮尺は原則 1 / 300以上 (エ) 申請道路に接して計画する宅地及び区画割を記入 (オ) 申請道路の位置、延長、幅員、高低差、土地の境界、地番界、水路、里道、がけ、擁壁、その他特記事項 (カ) 既存建築物及び予定建築物の配置、用途及び出入口の方向 (キ) 既存道路及び計画道路の公道、私道の種別、位置、幅員及び後退線 (ク) 地番、地目、土地の所有者及びその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名
求 積 図	申請道路の面積、申請道路に接して計画する宅地の面積及び合計面積
構 造 図 (道路の横断面図)	(ア) 縮尺は 1 / 50以上 (イ) 側溝、縁石、溜め桝、排水管、道路面の構造、勾配、法敷その他特記事項
(道路の縦断面図)	接続する道路との境界、延長、勾配、縁石、側溝、溜め桝、排水管、水路、法敷その他特記事項
下水排水計画図	(参考) (ア) 平面図及び縦断面図を記入する。 (イ) 管径、勾配、区間（マンホール中心間）距離を記入する。 (ウ) マンホールの種類を凡例に従って記入する。 (エ) 管種の略号は次のとおりとする。 V U …… 塩ビ管（薄肉管） H P …… ヒューム管 T P …… 陶管

(6) 図面の記入例

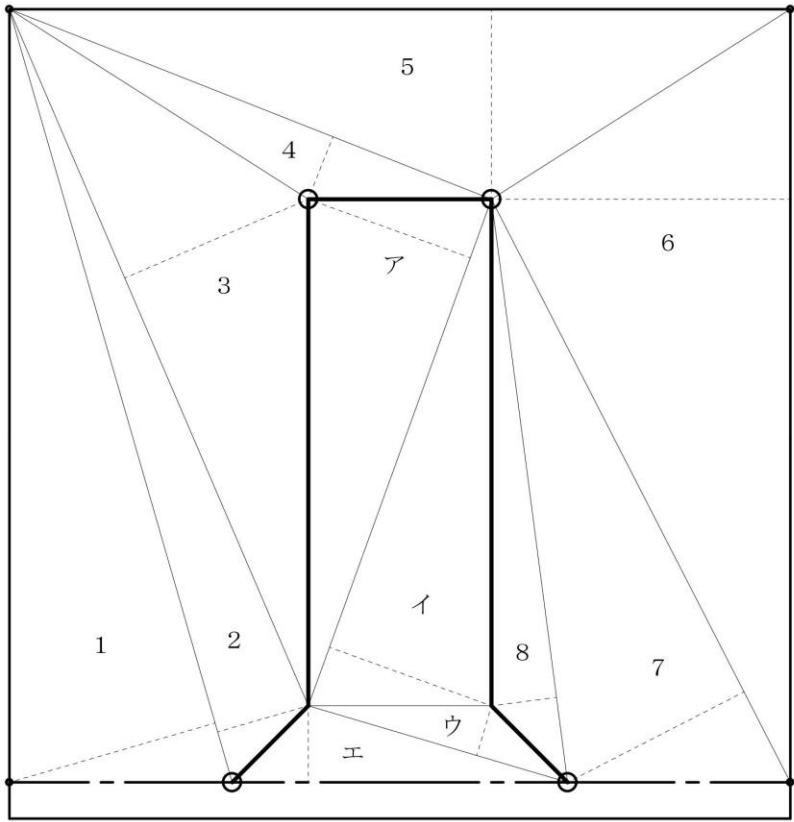
申請道路の地番表示例

- 〇〇番
- 〇〇番〇
- 〇〇番〇地先(水路、里道)
- 〇〇番の一部



地 籍 図
(平 面 図)

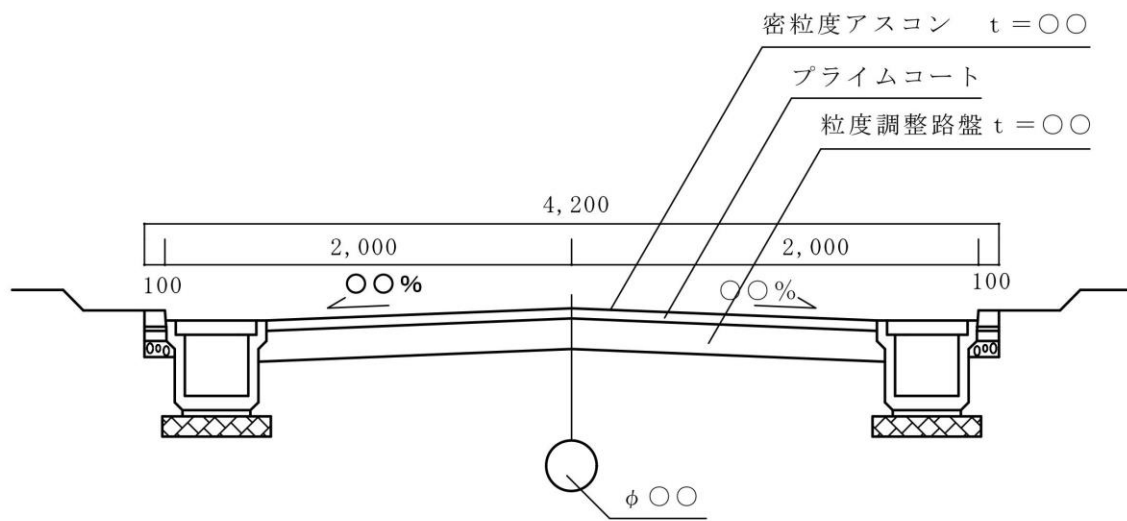
S = 1 : 300 以上



求 積 図 ※座標求積も可とする。

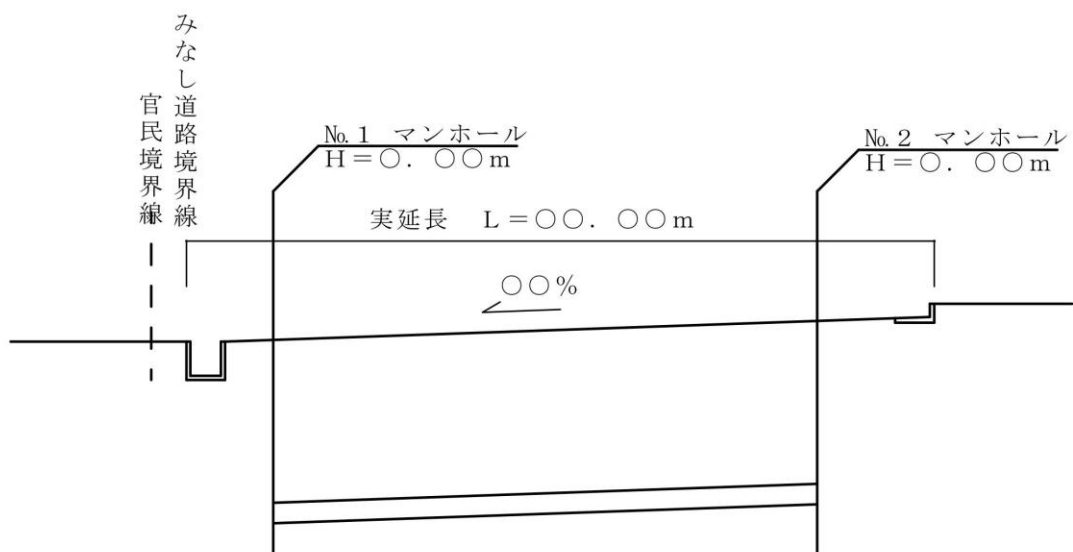
求 積 図

宅地	道路
1 × × 1 / 2 =	ア × 1 / 2 =
2	イ
3	ウ
4	エ
5	道路 計
6	
7	
8	
宅地 計	宅地 + 道路 合計



道路横断面図

S = 1 : 50 以上



道路縦断面図

S = 1 : 50 以上

(7) 変更、廃止の手続

ア 道路位置の廃止とは、位置の指定を受けた道路の全部を廃止することをいい、変更は、位置の指定を受けた道路の一部を廃止する場合や拡幅する場合等をいう。

イ 変更の申請における承諾書を必要とする者は、当該変更に係る部分（廃止する部分、新たに指定する部分等）の道路に関して権利を有する者及び管理者とする。

また、次に掲げる者に対して、道路位置の変更に関する説明を行い、同意を得るように努めなければならない。

(ア) 変更に係る部分の道路に隣接する土地に関して権利を有する者

(イ) 位置の指定を受けた道路のうち変更に係る部分以外の道路に関して権利を有する者

(ウ) 位置の指定を受けた道路のうち変更に係る部分以外の道路に隣接する土地に関して権利を有する者

ウ 廃止の申請における承諾書を必要とする者は、当該廃止に係る道路に関して権利を有する者及び管理者とする。

また、廃止に係る道路に隣接する土地に関して権利を有する者に対して、道路位置の廃止に関する説明を行い、同意を得るように努めなければならない。

エ その他申請の手続に係る事項については、第1号から前号までを準用する。

(維持管理)

第5条 位置の指定を受けた道路の維持管理は次の各号による。

(1) 維持管理

位置の指定を受けた道路の管理者又は所有者は、当該道路を常に適正な形態に保つよう努めなければならない。

(2) 分筆

道路部分の土地については、一筆の土地とし、地目を公衆用道路として登記するよう努めなければならない。

(3) 権利の移転

道路の権利を移転する場合には、維持管理についても承継するよう努めなければならない。

(4) 市への移管

市道として移管を希望する場合は、各区役所の道路を管理する所管課と協議すること。

(指定の時期)

第6条 道路位置の指定又は変更は、所定の要件を満たした道路が築造された後に行う。

付 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年9月25日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

様式 1

道路位置指定（変更）（廃止）申請書

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路位置の指定（変更）（廃止） を受けたいので、関係図書を添えて申請します。この申請書および添付図書に記載 の事項は、事実と相違ありません。			
令和 年 月 日		広島市長	
申請者住所			
氏名		印	
（電話		）	
築造主の 住 所 氏 名			
申請道路の 地 名 地 番	広島市 区		
申請道路の 幅 員	m	申請道路の 延 長	m
申請道路に接する 道路の種別		申請道路に接する 道路の幅員	m
変更（廃止） の 理 由			
変更（廃止）しようとする 道路の指定年月日及び番号		昭和・平成・令和 年 月 日 第 号	
＊ 受 付		＊ 築造承認通知	令和 年 月 日
		＊ 工事完了届	令和 年 月 日
		＊ 工事完了検査	令和 年 月 日
		＊ 指定通知	令和 年 月 日

- (注) 1 ＊印欄は記入しないでください。
 2 不要な箇所は斜線を引いてください。

様式 2

道路位置指定（変更）（廃止）通知書

申請図書のとおり建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路位置の指定
（変更）（廃止）をしたので通知します。

令和 年 月 日

(申請者)

住所

氏名 様

広島市長 印

指定（変更）（廃止） 年月日及び番号	令和 年 月 日 第 号		
申 請 道 路 の 地 名 地 番			
申 請 道 路 の 幅 員	m	申 請 道 路 の 延 長	m
申 請 道 路 に 接 す る 道 路 の 種 別		申 請 道 路 に 接 す る 道 路 の 幅 員	m
変 更 （ 廃 止 ） の 理 由			
築 造 主 の 住 所 氏 名			
申 請 す る 前 の 道 路 の 指 定 年 月 日 及 び 番 号	昭和・平成・令和 年 月 日 第 号		

様式3

道路築造承認通知書

広 第 号
令和 年 月 日

申請者住所

氏名 様

広島市長 印

令和 年 月 日付けで申請のありました下記の道路位置の指定（変更）（廃止）については、指定基準に適合しているので申請図書のとおり築造することを承認します。

なお、築造工事が完了したときは、速やかに道路築造工事完了届を提出してください。

記

申請道路

申請道路の 地名地番	広島市 区
申請道路の 幅員	
申請道路の 延長	
築造主の 住所氏名	

様式 4

道路築造工事完了届

令和 年 月 日

広島市長

申請者住所

氏 名

令和 年 月 日付けで築造承認された道路について、下記のとおり築造工事が完了したので届けます。

記

築造承認 年月日及び番号	令和 年 月 日 広島 第 号
申請道路の 地名地番	広島市 区
工事完了年月日	令和 年 月 日
築造主の 住所氏名	
受付欄	

様式 5

道路位置指定（変更）（廃止）申請図

道路となる土地の地名地番 広島市 区																																	
幅員及び延長	幅員	m	延長																														
m																																	
付近見取図																																	
地籍図 1/300以上、構造図 1/50以上、求積図、 道路の横断面図・縦断面図 1/50以上																																	
〈凡 例〉 <table><tr><td>申請する道路の位置</td><td>廃止される道路の位置</td><td>既存道路</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>敷地界</td><td>地番界</td><td>側溝</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>水路</td><td>予定建物</td><td>既存建物</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>塀</td><td>擁壁</td><td>がけ</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>都市計画道路線</td><td>予定通路</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>				申請する道路の位置	廃止される道路の位置	既存道路				敷地界	地番界	側溝				水路	予定建物	既存建物				塀	擁壁	がけ				都市計画道路線	予定通路				
申請する道路の位置	廃止される道路の位置	既存道路																															
敷地界	地番界	側溝																															
水路	予定建物	既存建物																															
塀	擁壁	がけ																															
都市計画道路線	予定通路																																
申請者	住所	氏名	印																														
図面作成者	(資格)																																
住所	氏名	印																															

様式 6 - 1

道路位置指定承諾書（権利者）

令和 年 月 日

道路位置指定申請者 住 所 _____

氏 名 _____

上記の者の申請に係る建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定（変更）（廃止）については、道路位置指定（変更）（廃止）申請書及び添付図面に記載されているとおり、異議なく承諾します。

土地の地名地番	物件の 種 類	権利の 種 別	権利者の住所氏名	印

- 注） 1 物件の種類欄には、「土地」、「建築物」又は「工作物」を記入する。
 2 権利の種別欄には、物件の種類に関する権利（所有権、賃借権又は抵当権等）を記入する。
 3 法人の場合は、法人名及び代表者職氏名を記入する。

様式 6 - 2

道路位置指定承諾書（管理者）

令和 年 月 日

道路位置指定申請者 住 所 _____

氏 名 _____

上記の者の申請に係る建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定（変更）（廃止）については、道路位置指定（変更）（廃止）申請書及び添付図面に記載されているとおり、異議なく承諾します。

申 請 道 路 の 地 名 地 番	広島市 区		
申 請 道 路 の 幅 員	m	申 請 道 路 の 延 長	m
管理者の住所氏名		印	
管理者の住所氏名		印	
管理者の住所氏名		印	
管理者の住所氏名		印	
管理者の住所氏名		印	

- 注) 1 管理者の欄には、申請道路を常に適正な形態に保つように管理する者を記入する。
2 法人の場合は、法人名及び代表者職氏名を記入する。

(参考)

様式 7

令和 年 月 日

道路位置指定に関する同意書

住所

氏名

下記の道路位置指定の申請に関する道路の築造について、同意します。

記

1 道路位置指定について

- (1) 申請者
- (2) 地名地番
- (3) 道路の幅員延長

2 所有している物件について

- (1) 地名地番
- (2) 物件の種類

※ 物件の種類は、土地、建築物又は工作物の別を記入する。